

租税条約の基本と活用の実務ポイント

～基本的な考え方から実務上の活用例までわかりやすく解説～

〈日 時〉 2025年11月25日(火) 13:30～17:00 (3.5H)

〈主 催〉  一般社団法人 日本経営協会

〈講 師〉 あすか税理士法人

〈申込締切〉 11月12日まで

代表社員 税理士 街 有帆 氏

租税条約は、二重課税問題の解消や租税回避の防止などを目的に締結される条約であり、企業が海外投資や海外事業展開などを行う際に、適用される場合があります。国際的な経済活動に係る税負担を軽減するためには、租税条約について正しく理解を深め、積極的に活用していくことが欠かせません。

本セミナーでは、一般に難解と言われることの多い租税条約の基本的な考え方と手続きの実務から、適用が想定されるケースを踏まえた活用手法まで、基本的内容から体系的にわかりやすく解説いたします。

プログラム

1. 租税条約とは

- (1) 租税条約とは
- (2) 国内法と租税条約の比較
- (3) 国内法との優先順位
- (4) 租税条約の適用方法
- (5) 租税条約の適用を忘れた時の対応

2. 各種所得と課税権

(源泉地国か居住地国か)

- (1) 事業所得と不動産所得
 - ① 課税の原則
 - ② 事業と不動産の意義
 - ③ 各種所得との関係
- (2) 利子、配当、使用料
 - ① 受益者とは
 - ② 利子、配当、使用料の意義
 - ③ PEに関連する利子、配当、使用料
- (3) 役員報酬、給与
 - ① 役員報酬と給与の意義
 - ② 課税の原則
 - ③ 短期滞在者

(4) 譲渡収益

- ① 譲渡の意義
- ② 課税の原則
- ③ 不動産化体株式、事業譲渡類似株式

(5) その他所得

- ① 課税の原則
- ② その他所得の具体例

3. 事例紹介

- (1) 海外赴任者の居住地の判定と短期滞在者免税
- (2) 使用料と源泉所得税
- (3) 広告宣伝で外国のタレントを利用する場合
- (4) 源泉徴収と外国税額控除(配当、利子、使用料)
- (5) その他よくある事例

講師紹介

あすか税理士法人 代表社員
税理士 街 有帆 氏

2008年関西大学法学部卒業。
2016年税理士登録。2017年あすか税理士法人代表社員就任。
あすか税理士法人入社後は、税務アドバイザリー業務に従事し、上場・非上場を問わず企業の海外進出に際して、国内外の税法や租税条約に基づくグローバルな視点でのアドバイスを行っている。

また、アメリカ、中国、インド、ヨーロッパなど世界中の事業者の日本進出支援にも力を入れており、「日本を世界で最もビジネスのしやすい国にする」という国の方針を実現すべく政府系機関とも連携し積極的に活動を行っている。

申込要領

〈参 加 料〉 1名につき 本会会員 30,800円 一般 38,500円 (消費税込)

* 開催日の5営業日前からのキャンセルは参加料の100%を申し受けます。なお、当日までにご連絡なく欠席の場合も100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

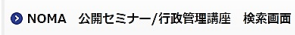
〈受講要領〉

- ・ 本セミナーはZoomウェビナー形式ですので、**カメラ・マイク不要です。**
- ・ 本会ホームページ上で【WEB申込】をお願いします。
追って、参加券、請求書、Zoomでの受講要領をお送りいたします。
- ・ 資料は開催の1週間前、視聴URLは3営業日前を目途にお送りいたします。

〈留意事項〉

- * 視聴URLはセミナー参加者のみ利用可能とし、再配布・複数名での視聴を禁止いたします。
- * 著作権保護の観点から、セミナーの録音・録画や資料の複製は固くお断りいたします。
- * Zoom接続環境 (パソコン、有線およびWi-Fiのインターネット回線を推奨) をご準備ください。
- * ネット回線・システムトラブル等による視聴の遅滞・中断等について、返金できませんのでご了承ください。

WEB申込の方法

- ① 当協会ホームページにアクセス
<https://www.noma.or.jp>
- ② 「セミナー/講座」を選択
- ③ 「NOMA 公開セミナー/行政管理講座 検索画面」をクリック

- ④ フリーワード欄に講座名の一部を入力して検索
- ⑤ お申込み講座のページを開いて、そのページ内でWEB申込

〈お問合せ先〉 一般社団法人 日本経営協会 企画研修グループ (佐々木) E-mail ksosaka@noma.or.jp
〒550-0004 大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル5階 TEL 06-6443-6962 (直通)